

香川県条例第5号

香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～243 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>244 削除</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>245～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">試験等</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～243 略				<u>244 削除</u>				245～598 略				試験等	手数料			<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～243 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>244 調理師試験手数料</u></td> <td></td> <td><u>1件</u></td> <td><u>6,100円</u></td> </tr> <tr> <td>245～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">試験等</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～243 略				<u>244 調理師試験手数料</u>		<u>1件</u>	<u>6,100円</u>	245～598 略				試験等	手数料		
種別	区分	単位	金額																																						
1～243 略																																									
<u>244 削除</u>																																									
245～598 略																																									
試験等	手数料																																								
種別	区分	単位	金額																																						
1～243 略																																									
<u>244 調理師試験手数料</u>		<u>1件</u>	<u>6,100円</u>																																						
245～598 略																																									
試験等	手数料																																								

1～8 略	
9 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の調理師試験	1件 6,400円
10～15 略	

1～8 略	
9 削除	
10～15 略	

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20の2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）<u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>22～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～20の2 略		21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略	22～37 略		<p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20の2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 調理師法（昭和33年法律第147号）<u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td>高松市</td> </tr> <tr> <td>22～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～20の2 略		21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	高松市	22～37 略	
書 類	市 町																
1～20の2 略																	
21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略																
22～37 略																	
書 類	市 町																
1～20の2 略																	
21 調理師法（昭和33年法律第147号） <u>、調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	高松市																
22～37 略																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。